

第1 リスクアセスメントの目的と意義

【1】労働安全衛生法上の位置づけと指針

(説明のポイント)

リスクアセスメントが労働安全衛生上どのように位置づけられているかを理解させ、リスクアセスメントは法令の努力義務として事業者を実施する義務があることを理解させる。

1 労働災害の発生状況

労働災害の動向について簡単に説明

例：労働災害が長期的には減少しているが、近年やや減少に鈍化がみられ、最近は逆に増加傾向もみられる（死亡及び休業4日以上）。

また、重大災害は増加傾向にある。

新規受給者数（労働災害全体）も横ばい

→ このような中、さらに労働災害の減少を図ることが課題となっている。

2 法令遵守と自主的安全衛生管理

横ばいの災害の状況、災害の多様化の中でさらに災害を減少させるために、法令遵守とともに自主的安全衛生管理が求められている。

リスクアセスメントは、そのための取組であり、法令の努力義務とされており実施しなければならないものである。

「リスクアセスメントの実施は、安衛法の規定により事業者に義務付けられたものです。」を強調する。

(参考法令) テキストの法令の詳細

【労働安全衛生法】

(技術上の指針等の公表等)

第28条 厚生労働大臣は、第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たっては、中高年齢者に関して、特に配慮するものとする。

3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第57条の3第4項の規定による勧告又は第57条の4第1項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

4 厚生労働大臣は、第1項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術

上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

第 28 条の 2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

【労働安全衛生法施行令】

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

第 2 条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人

二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 その他の業種 千人

【労働安全衛生規則】

(指針の公表)

第 24 条 法第 19 条の 2 第 2 項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。

(危険性又は有害性等の調査)

第 24 条の 11 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。

二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。

三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 法第 28 条の 2 第 1 項ただし書の厚生労働省令で定める業種は、令第 2 条第 1 号に掲げる業種及び同条第 2 号に掲げる業種(製造業を除く。)とする。

(指針の公表)

第 24 条の 12 第 24 条の規定は、法第 28 条の 2 第 2 項の規定による指針の公表について準用する。

3 リスクアセスメントの指針

リスクアセスメントを実施するには、厚生労働省が公示として示しているものに基づき実施することが望ましい。

ここでリスクアセスメント関係の「用語」について、法 28 条の 2 の法条文と比較しながら説明することも理解を深めるためには適当である。

なお、リスクアセスメントは、法令に基づき国が策定しているものであり、原則としてこれに従うことが原則であること、また、リスクアセスメントには措置までは含まれていないが、法令ではリスクアセスメントの実施とその結果に基づく措置までを実施することが求められていることを強調すること。

(参考) 指針通達より

「危険性又は有害性」・・・ハザード

「危険性又は有害性等の調査」・・・リスクアセスメント

(参考)

リスクアセスメント指針の公示 1 号は、受講者用テキスト巻末に全文を掲載している。また、公示 2 号（化学物質）及び公示 1 号の通達については全文を本書の巻末に掲載している。

4 労働安全衛生マネジメントシステムとの関係

労働安全衛生マネジメントシステムの指針が改正され、リスクアセスメントが位置づけられたことを説明。

(参考)

OSHMS 指針の全文は本書の巻末に掲載している。

【2】リスクアセスメントの目的

(説明のポイント)

リスクアセスメントを導入する目的と、その効果について分かりやすく説明し、労働災害防止のための効果的な方法であることを理解させる。

リスクアセスメントは、職場に存在する危険性又は有害性を把握し、それによって発生するおそれのある災害について、リスクの大きさを見積り、その優先度に基づいて、必要なリスク低減措置を検討・決定し、リスクを減少させていくための手法である。この手法を導入し実施方法を確立し、効果的に運用していくことにより、職場の本質安全化が実現され、安全衛生水準の向上に結び付くと考えられる。

【3】リスクアセスメントの考え方

(説明のポイント)

リスクアセスメントの具体的な取組手順等ライオンの危険性(危険源)を例に、分かりやすく説明し、リスクアセスメントは難しいものではないことを理解させる。

危険性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置、これらについてその基本的な考え方を理解させる。

1 労働災害(健康障害を含む)が発生する仕組み

災害は「危険性又は有害性」というハザードがあって、人とかかわることによってリスクが発生し災害に至ること、したがってハザードがあっても人が介在しなければリスクの発生、災害の発生はないことを理解させる。

2 リスクアセスメントの考え方

上記の災害発生仕組みを踏まえ、災害を防止するためには、このハザードについて、リスクの程度を評価し、予防を図る取組であることを理解させる。

なお、ハザードと人とのかかわりの頻度等によってリスクの程度が異なることにも留意すること。

3 リスクアセスメントの手順の考え方

テキストの記載に従い、(1)危険性又は有害性の特定 (2)リスクの見積り (3)リスク低減措置の検討 の実施方法を、囲みのライオンの【例】で、分かりやすく説明する。

なお、ハザードとリスクの違いについても理解させる。